

長崎) 石木ダム訴訟の控訴審始まる 地権者らが陳述

有料記事

福岡 泰雄 2018年12月20日03時00分



[横断幕を掲げて福岡高裁へ向かう原告の地権者ら＝2018年12月19日、福岡市中央区六本松](#)



長崎県と佐世保市が川棚町で計画している石木ダム建設の事業認定取り消しを国に求めた訴訟の控訴審の第1回口頭弁論が19日、福岡高裁であった。地権者2人を含む原告側の5人が法廷で意見陳述し、十分審理して認定を取り消すよう求めた。次回期日は来年3月11日。

石木ダムは2013年、国に事業認定された。国が認定判断の根拠にした佐世保市の水需要予測は過大だなどとして、地権者ら100人超が15年に提訴。一審の長崎地裁は今年7月、原告側の訴えを全面的に退ける判決を出し、原告側が控訴していた。

この日の陳述で地権者の石丸勇さん(69)は「必要性がないダム計画の犠牲になることは、どうしても受け入れられない」、水源開発問題全国連絡会の遠藤保男共同代表(74)は「事業認定は住んでいる13世帯の人格権の否定」と訴えた。

弁護団3人も陳述し、佐世保市による水需要の予測や、県が算出した水流の量や建設費用に対する便益の比率について疑問を投げかけた。馬奈木昭雄弁護団長は「事実をありのままに見て審理を」と求めた。

法廷終了後には集会があり、原告で地権者の岩下和雄さんは「私たちは寒いなか、予定地で抗議行動を続けている。裁判に勝って工事中止に追い込みたい」と訴えた。(福岡泰雄)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.